

高坪休猟区	同上	同上
-------	----	----

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第451号

特例休猟区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定により、次のとおり第二種特定鳥獣に関し、捕獲等を行うことができる区域を指定するので、同条第4項において準用する同法第34条第3項の規定により公示し、令和2年11月1日から施行する。

令和2年10月28日

富山県知事 石 井 隆 一

名称	区域	存続期間	第二種特定鳥獣の種類
高清水休猟区	別紙図面に表示する区域	令和2年11月1日から 令和5年10月31日まで	イノシシ ニホンジカ
五十里休猟区	同上	同上	同上
埴生休猟区	同上	同上	同上
東石黒休猟区	同上	同上	同上
高坪休猟区	同上	同上	同上

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第452号

特定猟具使用禁止区域の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により公示し、令和2年11月1日から施行する。

令和2年10月28日

富山県知事 石 井 隆 一

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定 猟具の種類
老田特定猟具使用禁止区域	別紙図面に表示する区域	令和2年11月1日から 令和12年10月31日まで	銃器
寒江特定猟具使用禁止区域	同上	同上	同上
舟橋特定猟具使用禁止区域	同上	同上	同上
黒部特定猟具使用禁止区域	同上	同上	同上
小杉特定猟具使用禁止区域	同上	同上	同上
境特定猟具使用禁止区域	同上	同上	同上

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）

(自然保護課)

富山県告示第453号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により天神山鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、令和2年11月1日から施行する。

令和2年10月28日

富山県知事 石 井 隆 一

1 鳥獣保護区の名称

天神山鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 指定目的

当該地区は、魚津市の東部丘陵地帯で片貝川の右岸に位置し、スギ、アカマツをはじめコナラ、リョウブ、ガマズミといった灌木の種類も豊富にあり、また付近には谷川を擁し鳥獣の好適な生息環境が見られる。

これらの環境からこの付近一帯はキジ、ヤマドリをはじめホオジロ、ヒヨドリ、ヤマガラ等の留鳥が多く夏鳥のキビタキ、サシバも見られ、また秋にはツグミ、アトリ、カシラダカといった渡り鳥の通過地ともなっており、さらに獣としてはタヌキ、テン、ムササビ、ノウサギ、クマ等の姿も見られる。

また、当該地区には学校や金太郎温泉等もあり、生徒や来訪者に鳥獣愛護をとおして森林保護、情操教育に努めるためにも当該地区を引き続き鳥獣保護区として設定し、鳥獣の保護を図りたい。

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振

興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

富山県告示第454号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により朝日山鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、令和2年11月1日から施行する。

令和2年10月28日

富山県知事 石 井 隆 一

1 鳥獣保護区の名称

朝日山鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な野生鳥獣生息地

(2) 指定目的

当該地区は、能登半島のつけ根にあたる富山湾に面した丘陵で氷見市の市街地のすぐ背後地である。標高は最高地点で101メートル、最低地点で5メートル程度である。十二町瀧水郷公園や朝日山公園、氷見高校等4校の小中高等学校の敷地、市街地、民家を含んでいるが、大半は森林と農耕地である。また、この中には「里山林オーナー制度」の設定地があり、適度な伐採・刈払い等の整備が実施されている。森林はボカスギを主体として、雑木林、アカマツの二

次林、竹林等である。雑木林の植生は落葉性のコナラ、リョウブ、タニウツギ、ムラサキシキブ、海岸に近い場所では温帯性の常緑広葉樹のシイ、タブ、アカガシ等である。農耕地は水田が主であるが、丘陵地には畑地も点在し、谷筋には、いくつかの農業用ため池も見られる。

これらの多様な環境により、この付近一帯は鳥獣の好適な生息地となっており、ホオジロ、ヒヨドリ、カワラヒワ、キジバト、オナガ、モズ等の山麓性の鳥獣をはじめ、ヤマガラ、メジロ、エナガ、コゲラ、キジ、トビ、フクロウ、カルガモといった留鳥も多く、夏期にはツバメ、サンジョウクイ、サシバ、アオバズクも見られる。この地域は能登丘陵地に接続しており、渡り鳥のコースにも位置しているため、ツグミ、シロハラ、クロツグミ、オオルリ、キビタキ等といった多くの渡り鳥が春、秋の渡りのシーズンに見られる。獣類ではタヌキ、テン、キツネ、ムササビ、ノウサギ、イタチ等が生息している。

このような生息状況から、公園利用者が気軽に野鳥観察等を体験できるよう水鳥をはじめとする野生鳥獣の誘致と保護のために引き続き鳥獣保護区として設定し、鳥獣の保護を図りたい。

(「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

富山県告示第455号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により大辻山鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、令和2年11月1日から施行する。

令和2年10月28日

富山県知事 石 井 隆 一

1 鳥獣保護区の名称

大辻山鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 指定目的

当該地区は、上市川第二ダムの上流部に位置し、千石川、小又川及び立山町と上市町との境界にある大辻山から前大日岳に連なる稜線に囲まれた標高 300メートルから 1,779メートルまでの区域である。ここは、県有林、森林総合研 究所有林、国有林及び官公造林地が含まれ、園一部はスギ造林地となっているが、大部分は天然林である。樹種はコナラ、ミズナラを中心にホオノキ、カエデ類が豊富で、標高 1,000メートル付近から上部では、ブナを主とした森林となっており、鳥獣の好適な生息環境となっている。

これらの環境から、この付近一帯は鳥類ではヤマドリ、メジロ、ホオジロ、ウグイス、トビ、ツグミ、カルガモ、オシドリ等といった留鳥や漂鳥があげられる。渡り鳥としてはツバメ、カッコウといった夏鳥やマガモ、コガモといった冬鳥が渡来している。獣類ではタヌキ、ノウサギ、アナグマ、ツキノワグマ、カモシカ等の中・大型獣が生息している。

また、当該地区をとおして森林保護、情操教育に努めるためにも当該地区を引き続き鳥獣保護区として設定し、鳥獣の保護を図りたい。

(「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

富山県告示第456号

救急病院の認定について

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として、次のとおり認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年10月28日

富山県知事 石 井 隆 一

名称	所在地	開設者	認定有効期間
あさひ総合病院	下新川郡朝日町泊 477 番地	朝日町	自 令和2年11月8日 至 令和5年11月7日

富山県告示第457号

指定居宅サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者から同法第75条第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条の規定により公示する。

令和2年10月28日

富山県知事 石 井 隆 一

事業者の名称	有限会社 カーム		
サービスの種類	訪問介護		
事業所	名称	訪問介護事業所 白寿	
	所在地	射水市橋下条 508番地4	
	介護保険事業所番号	1671100608	
廃止の届出を受理した年月日	令和2年10月10日		

富山県告示第458号

指定居宅サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和2年10月28日

富山県知事 石 井 隆 一

事業所番号	1671100822	
指定年月日	令和2年11月1日	
申請者	名称	株式会社 カーム
事業所	所在地	射水市橋下条 508番地4
	名称	訪問介護事業所 白寿
サービスの種類	訪問介護	

富山県告示第459号

県営公害防除特別土地改良事業換地計画書の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第5項の規定により、県営公害防除特別土地改良事業神通川流域第3次地区友杉換地区の換地計画の変更を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年10月28日

富山県知事 石 井 隆 一

- 縦覧に供すべき書類
換地計画書の写し
- 縦覧の期間
令和2年10月28日から
令和2年11月27日まで
- 縦覧の場所

都市計画事業の施行

南砺都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により次のとおり公告する。

令和2年10月28日

富山県知事 石 井 隆 一

1 都市計画事業の種類及び名称

南砺都市計画道路事業

3・4・4号 井波城端線

2 施行者の名称

富山県

3 事務所の所在地

富山市新総曲輪1番7号 富山県土木部都市計画課

南砺市寺家330 富山県砺波土木センター

4 事業地の所在

収用の部分 変更無し

使用の部分 なし
